



Jikka

私の居場所から 私たちの居場所へ

からのお便り



インナハウスと 繋がりました

ある日のこと、「アフリカの布で作った洋服が気に入ってる」と友人から聞き、私も欲しいと思いました。友人もまた欲しいというので、それならいっそJikkaで展示販売会やったらどうかしらという話になり実現しました。アフリカの布は色も柄もはっきりとした気持ちいい鮮やかさ。布の買い付けにアフリカに行き、デザインから縫製まで自分でやってしまうヨーコさんはアフリカやアマゾンの音楽演奏や踊りもやる多彩な人。語り合っているうちにヨーコさんから聞いたのがインナハウスのことでした。

アフリカ・ガーナで、ヨーコさんの娘のインナさんが子どもたちのシェルター（インナハウス）をやっていてJikkaと同じような活動をしていることを知りました。インナさんの父はガーナの方。今はヨーコさんはシングルですが、インナさんにとっては故郷でもあるわけです。そこで私たちはインナさんの話をぜひ聞きたいと思い、展示会の日にリモートでつなぎ、画面上で出会うことができました。

紛争中の隣国から避難してきた難民の子どもたちが物乞いをして暮らしていて、日中物乞いをして得たお金を持って帰らないと親から酷い目にあうというのです。親たちは母国では放牧して自給自足の生活をしていたので働いて収入を得るという習慣がないそうです。大人はみんな自分もそうしてきたからそれが当たり前だと思っているといいます。こどもたちはいつもお腹をすかせてい

るけれどそれでも元気で目がキラキラして可愛くてインナさんはすぐに友達になったそうです。そして色々なことを知るうちに、何とかその子どもたちが子どもらしく暮らせるように、ご飯を食べさせたり勉強をさせたり相談にのったりするサポートをいつの間にか自然に始めたそうです。そして今では30人ほどの子どもたちのシェルター活動をしています。「インナ」とは「母」という意味があるそうで、それもかけてインナハウスとしているそうです。政府も行政も手を打とうとしない中で全てを自前でやらなくてはならない大変な状況ですが若いインナさんはとても自然体で子どもたちと暮らしていました。

インナさんの、「子どもたちと友達になった。だから友達の力になりたい」という言葉が私を初心に返らせました。「支援する人・される人」という関係ではなく友達なら当たり前といえるまなざしを私は持っているだろうか？ その人の目の中にあるキラキラしたものをちゃんと見ているだろうか？ そんな思いにさせてくれたインナさんとの繋がりの始まりでした。



参加してくださった皆様の
カンパもヨーコさんに託し
ました。機会を見てまた
開催したいと思ってい
ます。

Jikka 責任者
遠藤良子

婦人相談員等現任研修に参加しました

女性を支援する新たな法律の制定を機に、婦人相談員、母子・父子自立支援員、婦人保護施設職員、民間シェルター職員等を対象とした東京都女性相談センター主催「婦人相談員等現任研修」(9月12日)が開催されました。

第1部は、お茶の水女子大学名誉教授、戒能民江さんの講義「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の意義と課題、第2部は(1)「若年被害女性等支援事業について」、都の職員による予算と具体策の説明。(2)「民間団体による取組等紹介」は、Colabo、BONDプロジェクト、ぱっへす、若草プロジェクトの4団体が活動を通じた問題点等を語りました。

新法について学び今後に活かそうと、Jikkaスタッフがたくさん参加しました。感想を紹介します。

研究者や多くの現場の声によって、やっと新法が動き出す。この国では女性の人権は長く無視され続けた。その時代を生きた、母や祖母たちのことも思った。

後半の若年女性支援団体の報告には、その娘たちが育った「家庭、家族」にも目を向ける必要を感じた。

新法では、公的機関と民間団体との連携が謳われているが、Jikkaの現状をみる時(公的機関からの支援困難者の丸投げ)、果たして可能なのかと疑った。(I)

婦人保護事業は売春防止法を法的根拠にし限界があり、ナショナルスタンダードが無く全国バラバラの支援が行われてきた。日々Jikkaの活動を通して行政機関同士の連携の無さ、民間団体と行政機関との連携の不十分さを感じていたのはこのせいかと納得。

心ある婦人相談員たちが孤軍奮闘して繋げてきた支援が法的根拠を得た。新法に実現可能な形として魂を込められるか、施行まで重要な2年と思う。(M)

当日配布されたレジュメの「女性の意思を尊重し」とある箇所に、私の走り書きで〈意思←答えがはっきりしないことも含めて〉とある。「抱えている問題とその背景、心身の状況に応じた最適な支援」の箇所には〈最適な←適切な、ではなく〉とある。いずれも戒能さんの言葉を、新法のエッセンスと感じてメモしたもの。そこには困難な状況にある女性の傍に、粘り強く寄り添う支援者の眼差しが感じられる。従来との決定的な違いなのだと思う。(S.S)

戒能さんが新しい法律の呼称を「女性支援新法」としたいと語ったことが、この法律の本質を表現した言い方だと思い印象的だった。法律ができたから良かつた…ではなく、中身はここから作り上げていくのだと知った。

発表3団体報告では、施設の制限等で支援につながれない方も多いと思う。当事者を真ん中に置いての支援を作り上げるために、民間団体が大きな力を発揮できるのではないかと考えた。(H)

女性支援新法の意義が、講演でよく伝わってきた。この人権意識に基づく新たな法律を活かすため、公的機関と民間団体との協働をはじめ、今後実現していくべき様々な課題が現実にあることも。若年女性支援の団体から、現場を通しての報告がなされ、信頼関係を築き、継続的にその関係を維持していくことの大切さが語られ、共感を抱いた。(m.s)

1956年制定の売春防止法が一度も改正されることなく今日に至っており、女性は保護収容と指導による更生の対象で、決して支援の対象ではなかった。この新法が議員立法で成立したことを思うと、永年の行政の不作為の罪の深さを感じた。2022年7月の日本のジェンダーギャップ指数も146か国中116位。

関係各所との連携を結び直し、課題を明確にし、切れ目ない支援ができるようになればと思う。(K)

「女性も助けてもらっていいよ」という法律がやっとできた! 様々に支援が必要な人たちのための法律はあるが、女性を助ける法律はなかった。母になれば母子福祉、妻になれば配偶者として何らかの恩恵があったりするが、単身女性には何もなく、唯一あったのが66年前の法律、売春防止法。

講演と報告では女性たちに社会的支援が必要であることが明確に語られた。根拠になる法律と、行政と民間の連携の必要性は現場にいる私たちには当たり前だが、やっと社会的に認知された今、この法律が本当の意味で困難を抱えた女性たちの力になることを願う。(E)

アウトリーチ事業の現状

昨年6月よりスタートしたアウトリーチ事業は、今年度も国立市より予算化され、引き続き行っています。

昨年のスタート時は、国立での生活が始まったばかりの多子家族への生活支援や、困窮多子家族への食事関係の支援や家事支援などが主でした。

今年度は新たに、若年層や単身女性への支援も加わりました。不安定になりやすい心の状態に対して、体調の相談に始まり、通院同行や時には命懸念への対応などきめ細かな対応が日常的に必要となっています。

また、育った家庭の中で身に付けられなかった、基本的な生活習慣習得へのアプローチも必須な支援になっています。部屋の片付けやゴミ出し、食事の提供もしながら生活の様子を確認したりします。

将来的には、ヘルパー派遣などの公的なサービスに繋げて自立への方向性を探りたいところではあります。すぐというわけにはいきません。まずはその手前で、Jikkaとして介入しながら次のステップの糸口をご本人と共に模索しているところです。 (1)

ボタンアートさんとの協働



も真剣で静か。時間が過ぎるのも忘れるほどでした。

それぞれ1点ものの個性的なデザインTシャツが出来上がり、三浦さんはJikka利用者さんたちに、販売価格の10分の1を、その場で手間賃として支払って下さいました。後で伺うと、合わせた布地のツレの修正など、販売品として不良がないように手直して下さったそうです。完成した全作品が完売しますようにと祈るばかりです。

購入サイト (www.instagram.com/button2019art/) →



障がいや、DV被害の経験を持つなど、生きていく上で困難な立場の方々が協働して、オリジナル作品の製作と販売が実現でき、とても嬉しいです。機会を提供してくださった三浦さんに心から感謝です。今回の経験を活かし、今後更に、このような協働の機会、創造的な活動の機会を提供できればいいなと願っています。

(m.s)



フードパントリー危機一髪！

Jikkaのフードパントリーは、配送ボランティアの献身的協力で5年間、セカンドハーベスト・ジャパン（2HJ）からの食品を運び続けて頂いていましたが、ご事情で続けられないとの連絡を7月に突然受けました。8月いっぱいまでとのお話をでした。

さあ、どうしよう！？ そこに転がり込んできたのが、全国社会協議会の食の緊急支援の助成金の情報。ドライバーを担ってくれる人を探す間のつなぎにと申請し支給決定となり、9月の食品配付を貰えました。

そうこうするうち、運転を担うことを考えても良いという方が現れました。国立市主催の、食の支援団体

等の交流会で出会った、配送などの経験豊富な方。そしてまた2HJからも、当初からのパントリー協力者で協力金も払って来たJikkaの事情を汲んで、なんとか年度末までの配達について確保しましょうとの連絡が来たのです。今後の対応を考える時間ができました。

国立から2HJの倉庫のある浅草橋まで往復し食品を取りに行くこと自体、大変だしエネルギーコストもかかります。地域で、食品の廃棄ロス対策として食の支援体制を創ることができればなお良い。そういうことも考えていきたいです。食の支援について、地域の皆様のアイデア、ご協力を日々募集致します！（M.I）

Jikka相談員です—自己紹介—

Jikkaでお仕事するようになって約2年。自治体の婦人相談員も1年半ほどしています。以前はライターをしており、ずっとジェンダーや女性の生きづらさに関心がありました。困難な状況にある女性たちへの支援現場を知りたいと思い相談員になりました。日々、相談者さんのお話を聴き、自分に何ができるだろうかと葛藤しています。好きなものは猫、盆踊り、サウナ、K-POPです。まだまだ駆け出し相談員ですが、どうぞよろしくお願ひします。

（柴田麻里）

これまで女性と子どもの支援、デイケア等の精神科医療などに関わってきました。女性がそれぞれの自分らしさを生き、安心して暮らしていくためにどうしたらいいか、同じ時代を生きるひとりとして、一緒に悩みながら考えていきたいと思います。

（鈴木そのみ）

日々のJikka情報はこちらから！



note ... kunitachi_jikka



twitter ... kunitachi_jikka



facebook ... jikka.kunitachi



Jikkaガレージセールは初夏と秋口に開催し好評でした。秋も深まる11月26日には毎年恒例のハンドメイド部「手作り市」が開催されます。そして12月は講演とシンポジウム。コロナの第8波が来ませんように！

お知らせ—講演&シンポジウム

「女性が孤立しない地域作り」

～女性支援新法を生かすために～

戒能民江さん（お茶の水女子大学名誉教授）講演

当事者の声—Jikkaから

シンポジウム

発言者：戒能さん、市長、飯島裕子さん、Jikka遠藤

2022年12月24日（土）10:00～※無料

会場：くにたち市民芸術小ホール

NPO法人 くにたち夢ファーム 女性の居場所 Jikka

〒186-0005 東京都国立市西2-11-28 tel&fax:042-511-5812

email:jikka-yume@ab.auone-net.jp website:www.jikka-yume.com

Jikkaの活動をご支援ください。会員のお申し込み、ご寄付はホームページからもできます→

郵便振替口座:00110-1-730345 特定非営利活動法人 くにたち夢ファーム

